

地域管理経営計画（奄美大島森林計画区）抜粋

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

（1）国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、奄美大島森林計画区を管轄区域とする国有林野 8,130ha（不要存置林野 209ha を含む。）であり、奄美群島（奄美大島、喜界島、加計呂麻島、請島、与呂島、徳之島、沖永良部島、与論島）で構成する離島地域であるが、奄美大島、徳之島以外の島には、国有林は存在しない。

（中略）

ア 奄美大島地区（201～230林班）

標高 0～700m で本島の中央から南部に位置し、一年を通して温暖多雨な亜熱帯海洋性気候であるため、土壌は腐植に乏しい赤黄色土である。表土が浅く台風が多いことなどから、スギ、ヒノキの生育に適さず人工林率は 20% と低位である。林相はスダジイ、イスノキ、イジュ等の天然広葉樹が主体であり、一部ではリュウキュウマツを主体とする混交林で構成されている。大部分が下流域住民の水源林として水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、神屋国有林の一部及び湯湾岳頂上付近の上大久保国有林の大部分は天然記念物に指定されており、更に、金作原国有林の一部は保健保安林に指定されている。

このため、これらの地区は、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能の発揮が期待されることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

イ 徳之島地区（231～261林班）

標高 100～650m で徳之島町、天城町、伊仙町にまたがって位置し、全般的に褶曲の多い地域であり、表土が浅く腐植に乏しい。林相はリュウキュウマツ、オキナワウラジロガシ、スダジイを主体とする天然林である。

剥岳から井之川岳周辺は奄美群島国定公園特別保護地区に指定されており、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能の発揮が期待されることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、赤畑、伊仙、検福国有林は地元集落の水源となり、水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

水土保全林に関する事項

水土保全林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに区分して取り扱うこととする。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他の安全で快適な生活環境等の保全・形成に資する機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的關係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

(ア) 土砂の流出・崩壊、落石等山地災害による人命・施設の被害の防備を目的とする林分については、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

(イ) 風害、飛砂等の気象害による環境の悪化の防備を目的とする林分については、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林を整備の目標として管理経営を行うこととする。

水土保全林の面積

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
本計画	2,962	3,925	6,887
前計画	2,963	3,927	6,890

② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林は、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに区分して取り扱うこととする。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプは、原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の

保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

なお、自然維持タイプの森林のうち、原始的な森林生態系からなる森林や貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等を保護林として選定することとする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場や優れた景観の提供及び都市又はその周辺の風致の維持に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
本計画	951	265	—	—	951
前計画	951	265	—	—	951

(中略)

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

山火事防止の宣伝、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努めることとする。

(中略)

③ 希少野生動植物種保護管理

本島地区には、国内希少野生動植物種のオーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、アマミノクロウサギなどが生息していることから、生息環境の維持・保全を図るための巡視を行うこととする。

(中略)

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を

図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
林木遺産資源保存林	3	265
総 数	3	265

(中略)

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源かん養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組を推進することとする。

さらに、台風など自然の脅威にさらされている地域であることから、事業実行に当たっては水源のかん養、山地災害の防止、景観の保持等に十分に配慮することとする。

3 林産物の供給に関する事項

(中略)

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、立木販売により間伐材の利用促進に努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区内の国有林に隣接して、農用地の開発とそれに伴う農道の開設等が進められており、こうした地域の振興に資するための国有林の活用には、自然環境の保護や自然景観の維持に配慮しつつ、積極的に対応していくこととする。

(中略)

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(中略)

(3) その他必要な事項

協定の締結により持続的に体験活動が出来る「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

(中略)